

## 令和7年度熱中症対策推進事業啓発業務委託仕様書（案）

### 1 委託業務名

令和7年度熱中症対策推進事業啓発業務

### 2 趣旨

県内の熱中症による救急搬送者数は増加傾向にあり、県全体の搬送者数のうち半数以上が65歳以上の高齢者であるほか、搬送者の半数近くは住居からの搬送となっている。

この事業では、高齢者や高齢者に関わる周囲の人々に、熱中症に係る予防行動を適切に取ってもらえるよう、本県の地域特性や救急搬送者の傾向等を踏まえた、適切な啓発活動を行うための資料の作成等に関して、必要な業務を委託するものである。

### 3 委託業務内容

(1) エアコンの普及率の低い地域や世帯に焦点を当てた普及・啓発ツールの作成・配布

- ・企画、運営を行うこと
- ・啓発チラシを作成し、8月1日までに市町村や県福祉事務所等に送付すること。
- ・テレビCM、WEB広告による広報を行うこと。なお、テレビCMは8月1か月間、WEB広告は8、9月の2か月間放映・掲載すること。

(2) 県民に対する熱中症対策の普及啓発を想定した公開講座動画の作成

- ・企画、運営を行うこと
- ・県民（特に高齢者及びその高齢者と接する機会の多い方）向けに動画を作成すること。
- ・8月1日までに動画データを提出すること。

(3) 高齢者と接する機会の多いケアマネジャー、ヘルパーに焦点を当てた啓発ツールの作成

- ・企画、運営を行うこと
- ・熱中症予防対策についての動画を、屋内編と屋外編で作成すること。
- ・8月1日までに動画データを提出すること。

### 4 履行期限

令和7年9月30日（火）

### 5 成果品

業務実績報告書（著作物、デザインデータを含む）

## 6 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び所有権を含めて、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受注者から発注者に譲渡され、発注者単独に帰属するものとする。また、受注者は、発注者が求める場合には、著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならないものとする。
- (3) 契約締結日現在受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が納入物に含まれている場合であっても、発注者は、納入物の利用のため、本契約期間中及び契約終了後において、納入物全体を発注者の著作物として使用し、改変し、また第三者に使用・改変させることができるものとする。ただし、未承諾リストその他の書面で受注者から発注者に別段の通知がなされたもの（又は通知の対象となった特定部分）についてはこの限りでない。
- (4) 受注者は、納入物（当該委託業務により新規に作成されたキャラクター等自体を含む。）に関して著作者人格権を行使しないことに同意するものとする。また、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (5) 受注者は、本条及び知的財産権の帰属等に関する本契約及び仕様書の約定を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備するとともに、再委託先がある場合には再委託先にも整備させるよう努力するものとする。

## 7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務実施に当たって、使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権利料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (3) 委託事業に係る関係書類は令和8年4月1日から7年間保存すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、受注者と発注者との協議により定めるものとする。